



(横浜市・川崎市・神奈川県同時発表)

コンビナート地域の高圧ガス製造許可等に関する 高圧ガス保安法の事務・権限について、 令和7年4月の移譲に向けて協議を進めています！

横浜市・川崎市・神奈川県では、「横浜市神奈川県調整会議・川崎市神奈川県調整会議（合同開催）」（令和2年11月）における横浜市長・川崎市長・神奈川県知事の協議結果に基づき、コンビナート地域の防災力強化に向けて、コンビナート地域に関する高圧ガス製造許可等の事務・権限移譲に向けた実務協議を進めています。

このたび、横浜市・川崎市・神奈川県は、神奈川県から両市への事務・権限移譲予定時期を令和7年4月1日と定め、引き続き協議を進めることとしましたので、お知らせいたします。

この事務・権限移譲が実現することで、消防を担う横浜市及び川崎市が、これまでの危険物の許可権限に加え、コンビナート地域における高圧ガス保安法の権限を併せて担うことにより、一体的な指導による保安体制の充実が図られるほか、災害発生時にも迅速かつ円滑な対応が可能になります。

1 移譲時期（予定）

令和7年4月1日

2 権限移譲内容（予定）

コンビナート地域における高圧ガス製造許可等

3 今後の予定

横浜市及び川崎市では、引き続き、令和7年4月の権限移譲に向けて、高圧ガス保安法の改正に伴う政令・省令の改正を見据えて移譲対象事務の確認を行うなど、神奈川県と協議を進めていきます。また、移譲事務等を適切かつ円滑に執行するため、必要な体制整備などを進めてまいります。

※ なお、コンビナート地域以外の高圧ガス保安法に基づく許可等の事務・権限については、第5次地方分権一括法による高圧ガス保安法の改正により、平成30年4月に既に横浜市及び川崎市に移譲されています。

お問合せ先

(権限移譲全般に関すること)

政策局大都市制度推進本部室広域行政課担当課長 長久 伸子 Tel 045-671-2109

(高圧ガスの製造許可等の内容に関すること)

消防局予防部保安課担当課長 神原 祥司 Tel 045-334-6407